

近畿中国森林管理局樹木採取権 公募要項に関する説明会 質問に対する回答
 開催日時：令和3年11月4日（木）

近畿中国森林管理局

質問番号	資料番号	頁	項目	質問内容	回答
1	現地説明 会用資料	公募時現 況図面 1/6～4/6	伐区の決め方と収穫調査	採取区域1～3における伐区は樹木採取権者が決めるのか。 また、収穫調査は樹木採取権者が実施するのか。	採取区域1～3は林班界を囲う広大な区域であり、当該区域内の伐区は、この中で「採取の基準」に適合する形で樹木採取権者に決めていただくことになります。 収穫調査は、国が実行計画に記載された伐区について実施し、樹木料を評定し樹木採取権者に提示します。
2	2	1	申請書記載例	申請書類及び安定取引協定書には押印が必要か。	申請書類の押印は省略となります。安定取引協定書については、事業者間の取り決めで押印を省略していただいても構いません。
3	1	12	権利設定料	権利設定料はいわゆる保証金のようなもので、事業が終了した後（樹木採取権の存続期間の満了後）に返還となるのか。	権利設定料は長期安定的に樹木を採取できることへの対価であり、自然災害、その他やむを得ない事由により樹木の採取ができなくなった場合など、樹木採取権が一部放棄等にならない限り返還することはありません。
4	1	12	権利設定料	（更問） 事業を継続することが困難な状況になれば返還理由として認められるのか。	樹木採取権者の都合となるため返還対象にはなりません。
5	1	14	植栽	採取跡地への植栽については、搬出済届を提出した後、検査を経て植栽に着手するのか。あるいは一貫作業なので採取・搬出から連続して植栽を行い、すべてが終わった後の検査（採取、搬出に係る検査）となるのか。	搬出済届を提出してもらう前に造林事業請負契約を締結することになりますので、採取をした後の検査（採取済、搬出済検査）を行わないと植栽に着手できないというわけではありません。造林事業請負契約締結後、搬出（採取）検査の有無に関係なく原則一貫作業にて期限内に植栽を実施していただくこととなります。
6	1	14	造林事業請負契約	（関連質問） 造林事業請負契約は伐区ごと、年度ごとに締結することになるが、一貫作業の場合の契約締結のタイミングはいつか。	樹木の採取を予定する前年度に提出する実行計画案に造林事業請負契約締結希望時期及び同契約完了見込み時期を記載していただきます。 その後、当該年度の8月末までに伐区ごとに当該年度に造林事業請負契約を締結できるか否か及び締結予定日について調整を行い、樹木採取権者が樹木採取に着手した日から搬出済届が提出されるまでの間に造林事業請負契約を締結することとなります。 なお、年度内に植栽の完了見込みが立たない場合は、樹木を採取する年度に地拵の契約を締結し、翌年度に植栽の契約を締結することも可能です。

質問番号	資料番号	頁	項目	質問内容	回答
7	1	12	基礎額算定林分	基礎額算定林分の樹木料は、何に基づいて算定されたものなのか。	統計的な手法に基づいて樹木料評定額及び基礎額を算定する樹木料算定式を定めております。樹木料の算出に当たっては、収穫調査の結果や、直近1年間の原木市場の丸太価格などを反映したものになっています。 算定方法は、公募要項別紙15「樹木採取権運用協定書(案)」の別紙5「収穫調査の実施及び樹木料の算定方法」に示しているところです。
8	1	12	樹木料	樹木料評定額と立木販売における予定価格との違いは何か。	立木販売の予定価格は最低価格という位置づけで、一般に入札によりそれより高い価格で落札され、販売されます。 これに対し、樹木料評定額は、過去の販売実績等を踏まえて、統計的な手法を用いて作成した樹木料評定式により算出されるもので、販売価額に相当するものです。
9	2、3		審査と評価	申請書における評価対象項目及び審査対象項目と評価一覧表の関係はどのように解釈すればよいのか。	申請書により審査及び評価を行いますが、評価一覧表及び評価基準は申請書における評価対象項目を整理したものです。 評価基準表の右側の「申請書該当箇所」と申請書の各種様式を見比べていただき、評価対象項目に該当するものか否かを確認してください。評価基準表の「当該評価項目に係る審査基準」に係る申請書該当箇所他、評価対象以外の箇所が審査に関係する箇所になります。
10	2	29	獣害防止対策	植栽時に獣害対策用の防護柵は樹木採取権者が設置しなくてはならないのか。	樹木採取区が所在する国有林はシカ等の鳥獣害防止森林区域に指定していますが、今のところ目撃頻度が低く、森林被害も生じていないので現時点では防護柵は必要ないと判断しています。なお、今後、獣害対策が必要な状況になれば造林事業請負契約に組み込んでいくことになります。
11	2	19	安定取引協定	安定取引協定の数が多い方が高評価を得られるのか。	協定の数は評価の対象ではありません。記載例のとおり協定が一つであっても樹木採取区由来の木材が安定的に供給される仕組みであれば同じ評価になります。
12	2	19	安定取引協定	樹木採取権の存続期間内に協定先が変更になる場合も考えられるが、その場合は結果報告として届け出る必要があるか。	主要取引先を変更する場合は、変更後遅滞なく、その理由を付して、変更後の事業者との木材取引計画とともに届け出てください。主要取引先ではない事業者の変更の場合は、毎年の定期報告でその旨を報告いただくことになります。
13	2	19	安定取引協定	安定取引協定は5年を経過したら更新しなくてはならないのか。	樹木採取権の期間が9年ですので、協定期間が9年以上のものを締結していただくか、自動更新で9年間担保できる形にしておく必要があります。

質問番号	資料番号	頁	項目	質問内容	回答
14	2	4	同種事業の実績	契約書の添付に変えて事業成績評定書の添付で済ませることはできないか。	事業成績評定書の写しの添付で構いません。
15	6		継続的作業道の改良工事	区域内外の継続的作業道の拡張工事の計画がある旨の説明があったが、これは決定事項か。	樹木採取区における継続的作業道の工事は樹木採取権者との協議を経て、工事を実施するか否かを国が判断することになります。なお、協議に当たっては、工事実施の可否に加え、予算措置の不確実性も踏まえて検討することになります。

追加質問 11月15日

16	2	24	雇用の増大	新規雇用の計画書とはどのような様式か。	募集方法や雇用の時期・人数が分かる任意の様式により作成したものを申請書に添付してください。
17	2	24	作業員の地元雇用	居住地の証明は何をもって証明すればよいのか。	申請書7-1の2 社会保険・労働保険等への加入状況等において、居住地を証明する資料の提出を求めています。具体的には住民票写し、運転免許証、健康保険証、又は公的機関が発行する保険証書・手帳等の写し、公共料金の請求書等の写しで現住所が記載されているものを申請書に添付してください。 なお、不要な情報についてはマスキングを施してください。
18	2	28	現場従事年数	3年以内の者の実績証明の資料とはどのようなものを指すのか。	該当する現場従業員ごとに、現場従事実績（事業内容、従事期間、従事した職種等）を任意書式の一覧表に記載のうえ申請書に添付してください。